

県議会改革等調査検討会議 検討テーマに対する各会派の意見

検討テーマ	いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	みんなの党	日本共産党
0						
1 議会制度、議員の位置づけ等に関すること						
(1) 二元代表制を保证するための議長の議会招集権（全国議長会要請事項）		<ul style="list-style-type: none"> <li>二元代表制の一方として県民の声を反映させるためにはおおむね今回提案された検討テーマで議論すべきと考える。検討テーマ等に対する主な意見は下記。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の権限強化と二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二元代表制を保证するための議長の議会招集権については、早急に地方自治法の抜本改正を国に対して強く要請すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> </ul>
(2) 二元代表制の一翼を担う議会、議員の制度的位置づけ、役割の明確化（全国議長会要請事項）		<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の声を反映するというのであれば、柔軟な議会運営が求められる。たとえば定例会のあり方や会期のあり方を議論すべき。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> </ul>	
(3) 政務調査費のあり方（全国議長会要請事項）		<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費は公開が始まったばかりで、引続き情報公開に努めるべき。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>広報費の正当性</li> </ul>	
(4) 議会基本条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例については、制定する方向で検討を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例は、つくるという前提で基本的なものに限定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例を制定し、県議会の基本となる事項を定めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例の制定を前提に、先進議会の調査、学識経験者などからの意見聴取などを行うこと。なお、議会基本条例の制定は、平成24年12月議会を目指すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> </ul>	
2 本会議・委員会の審議・審査の活性化						
(1) 本会議						
① 質問方式のあり方の検討（一括質問一括答弁方式、分割質問方式、一問一答方式、反問権等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の一括質問一括答弁方式に加え、分割質問方式を選択できるようにすべきである。</li> <li>反問権については、認めるか否かについて検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面方式を取り入れるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議の一括質問一括答弁方式と一問一答方式等との選択制も検討すべき。再質問も検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議での質問方式は、分割質問方式を採用し、再質問の充実を図ること。その際は、自席での質問を許し、議論のスムーズな進行を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問方式を選択できるようにすべき</li> </ul>	
② 議長による議員呼称の統一化の見直し（〇〇君、〇〇さん→〇〇議員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長による議員呼称については、「〇〇議員」で統一すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の議員呼称は〇〇議員とした方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長による議員呼称は「〇〇議員」と統一すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇議員に賛成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員呼称は、「〇〇議員」と統一化を図る。</li> </ul>

県議会改革等調査検討会議 検討テーマに対する各会派の意見

検討テーマ	いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	みんなの党	日本共産党
<b>2 本会議・委員会の審議・審査の活性化</b>						
<b>(2) 委員会活動</b>						
① 常任委員会の名称、所管事項のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>「危機管理」や「防災」を常任委員会の名称に加えることを検討すべきである。</li> <li>「文教治安委員会」については、「文教警察委員会」といった名称への変更を検討すべきである。</li> <li>企業局については、土木委員会へ所管を変更すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会の所管事項のあり方を検討すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>各委員会で柔軟に対応できるようにすべき</li> </ul>	
② 出席説明者の見直し						
③ 執行部の議案説明（特に予算・決算説明）のあり方					<ul style="list-style-type: none"> <li>各会派同会場で一斉に議案説明会を開催すべき</li> </ul>	
④ 委員会調査（県外・県内・国外）のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会調査については、現行の県外・県内調査に加え、海外調査の実施についても検討すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会調査は回数にとらわれることなく、必要に応じて実施することも検討すべきである。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>海外視察は、中止し再開しないこと。</li> </ul>
⑤ 委員長の判断による請願に係る紹介議員又は請願者に対する説明機会の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員長の判断による請願に係る紹介議員又は請願者に対する説明機会の付与については、現行でも「紹介議員」は委員長の判断によりできることから、改めて付与する必要はない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>請願者の紹介議員や請願者の説明機会の付与を検討すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> </ul>	
<b>3 議会、議員活動の広報・広聴の強化</b>						
(1) 予算特別委員会のインターネット映像中継の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算特別委員会のインターネット映像中継については、行う方向で検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットによる常任・特別委員会の中継実施を検討すべき。（予算措置も含めて早期に対応すべき）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算特別委員会のインターネット映像中継の早期実施。（質問側・答弁側両方向からの撮影による配信が不可欠）。ユーストリームなど簡便で、安価なシステムの活用も十分に検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算特別委員会だけでなく、各常任委員会や当検討会議も中継し、開かれた県政を実現すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットによる公開は予算、決算などの特別委員会や各常任委員会も行うこと。</li> </ul>
(2) 本会議終了後議会ホームページ上で の会派ごとの採決態度の公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>実施すべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会での採決態度については、会派別並びに個人別の採決態度を、委員会、本会議ともインターネット等で速やかに公表すること。</li> <li>採決態度を明確にするために、挙手による採決ではなく、ボタンによる採決の導入も検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> </ul>	

県議会改革等調査検討会議 検討テーマに対する各会派の意見

検討テーマ	いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	みんなの党	日本共産党
4 議員定数・選挙区の見直し						
(1) 議員定数				<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数に関しては、現員の1割程度の削減を検討し50人台とすること。</li> <li>定数および選挙区割りに関しては、会派の思惑に左右されないよう中立の外部委員会で素案を検討させること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね人口7万人に1人を目安に42名を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数については法定定数(74人をこえない)を尊重し、せめて現行定数(65)は保障すること。</li> </ul>
(2) 選挙区		<ul style="list-style-type: none"> <li>4団体の意向を反映させ、合区も含めて選挙区の見直しに取り組むべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数の削減と一票の格差是正を同時にやり、一票の格差を2倍以内にするよう努力すること。又、外部の有識者等の参考意見を求めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区割りに関しては、市・郡を基準とする現行の選挙制度の見直しを国に強く求めること。</li> <li>県議選1票の格差は3倍を超えないこと、出来れば2倍以内に抑えること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少数政党に配慮し1人区を解消するように、法改正を働きかける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主権者である県民の意思を公正、正確に反映させるものであること。そのためにも1人区をなくすこと。1票の格差を1対2未満に抑えることを基本にすべきと考えます。</li> </ul>
5 その他						
(1) 費用弁償の支給の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用弁償については、休会日で会議のない日には支給しない方向で検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用弁償は実態を反映させるべき。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>実費に改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用弁償は交通費実費支給とし、会議に出席しない日は支給しないこと。</li> </ul>
(2) 年間質問者枠の検証(年間質問日数、開会時間、質問時間)			<ul style="list-style-type: none"> <li>年間質問者枠の検証を再度すべきである。(開会時間、質問時間等も含めて)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>枠を先に決めるのではなく、各議員が1年間に1度は質問できるようにして、会期日程等を決めるべき。現状の2年に1度しか登壇できないのでは、議員の発言権がないに等しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問を年間40人に増やしたことは一歩前進です。しかし、言論の府として議会の質問は保障しなければなりません。希望者が全員行えるように開会日数や開会時間を1時間早くするなど、改善を行うこと。</li> </ul>

県議会改革等調査検討会議 その他の意見

検討テーマ	いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	みんなの党	日本共産党
1 議会制度、議員の位置づけ等に関する事				<ul style="list-style-type: none"> <li>議員年金制度廃止に伴う、公務員共済年金等への加入に関する検討を国に要請すること。</li> <li>いわゆる通年議会化により、切れ目のない、事態即応の議会運営を図ること（専決処分を無くす取り組みの強化）。</li> <li>県の総合計画など重要な政策指針に関しては、議会の同意を求めよう条例制定を検討すること。</li> </ul>		
2 本会議・委員会の審議・審査の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>請願・陳情の審査のあり方について 請願・陳情の審査のあり方について、検討会議の場で検討すべきである。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算審議や重要案件の審議には、専門家・学識経験者からの参考人聴取の機会を制度化すること。また、市町村公聴会を制度化すること。</li> <li>予算・決算関連資料のPDF（電子データ化）による議案審議の効率化</li> <li>委員会審議へのパソコン、プロジェクターなどの活用促進を検討すること。</li> <li>常任委員会・特別委員会審議の動画配信を検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会期の延長 6つの常任委員会を同時に開催するのではなく、各議員や県民が各委員会を傍聴できるように日にちをずらして開催するため等に会期の延長が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会報に議員名を記したことは一歩前進です。</li> <li>討論は知事提出議案と議員提出の意見書、県民から出された請願について、別々に行うよう改善すること。</li> <li>常任委員会は最低2日間は実施すべきであり、1日目は執行部説明と質疑を行うこと。2日目は議案についての表決日として意見、討論を保障すること。</li> <li>陳情書も請願と同様に扱い審議すること。</li> </ul>
3 議会、議員活動の広報・広聴の強化				<ul style="list-style-type: none"> <li>議事録検索システムの早期掲載を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全議員の本会議・委員会・視察等の出席率の公表 委員会や視察等の出席率が悪い時があるが、委員会や視察は県議として出席するのは当然であるので、有権者が投票した県議を4年間関心を持ち続けてもらうことで、政治無関心や低投票率の解消が見込まれ、当然県議の出席率も向上すると考える。みんなの党は、ただ単に議員定数を減らすだけでなく、議員の質も高めなければいけないと考えますので、ご検討をよろしくお願い申し上げます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会の傍聴者に日程や審議項目の資料を配布すること。</li> <li>開会30分前の手続きを改善し、随時、傍聴を認めること。</li> <li>政務調査費の収支報告書をホームページ上などで全面公開すること。</li> <li>県民の意見を聞く機会（アンケート、インターネットなど）を設けることや、県民参加の検討委員会を設置すること。</li> </ul>

県議会改革等調査検討会議 その他の意見

検討テーマ	いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	みんなの党	日本共産党
3 議会、議員活動の広報・広聴の強化					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算特別委員会だけに限らず、常任委員会・特別委員会・県議会改革等調査検討会議のインターネット映像中継の実施 県民は「今の」県政を知る権利があるので、常任委員会等もネット中継すべき。また、当検討会議を中継することにより、開かれた県議会改革に繋がると考える。</li> <li>・ 県民との意見交換会等の設置 一方的な報告ではなく、県民の意見を聞く場の確保が必要。</li> </ul>	
4 議員定数・選挙区の見直し						
5 その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永年勤続表彰は廃止すべき。</li> <li>・ 議会事務局職員を独自採用するなど、事務局体制の強化を図るべき。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費の政党や後援会活動、私的活動への支出を認める「手引き」は改善すること。</li> <li>・ 議員室は、議員が必要なときに使用できるよう改善すること。</li> <li>・ 永年勤続議員の表彰と記念品贈呈は廃止すること。</li> </ul>